



第19話
劇のシナリオと著作権

19. 劇のシナリオと著作権


鳴門くんのクラスは、学習発表会で劇をおこないます。シナリオ担当になった鳴門くんは、本屋で劇のシナリオを買うことにしました。



この劇のシナリオが
よさそう

鳴門 (なると) くん

買ったシナリオは少し長かったなので、一部分を消したり、登場人物の名前を変えたりして使うことにしました。



このままだと長すぎるから、途中を消して短くしよう

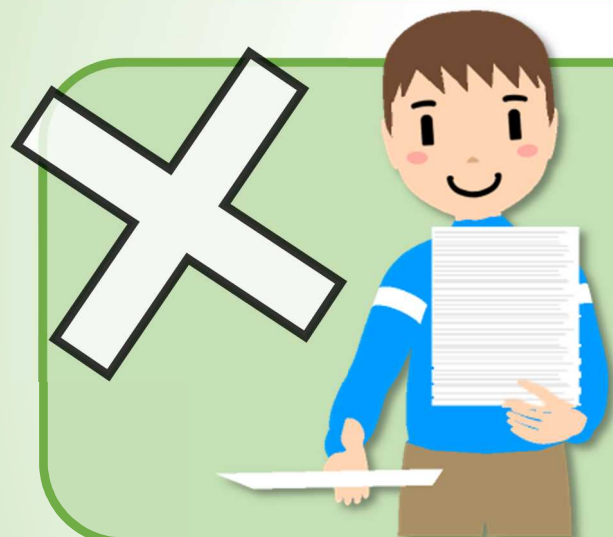
人の名前とかも全部変えちゃおう

変更したシナリオをコピーして、クラス全員に配った鳴門くん。ところが、先生から著作権法違反を指摘されてしまいました。



ダメ
なんですか？

何がいけなかったのか
一緒に考えてみよう！



演劇のシナリオには、漫画や小説と同じように「著作権」があります。

学校で劇をおこなうだけなら問題ないのですが、許可をもらわずに勝手にシナリオを変えたり、シナリオをコピーして配ったりしてはいけません。

- 劇を見る人からお金をもらわない
- その劇の作者の名前を書いておく

などの条件を満たせば、著作権を持つ人の許可がなくても、シナリオを使えるようになります。

作者の名前を
プログラムに
書いておこう



お金を出して買ったものでも、著作権は作者のも
のです。

どう使えばよいかわからないときは、おうちの人
か先生に聞いてみましょう。

著作権を
大事に！

